

家族〈社会と法〉

2005

家庭裁判所の組織論・制度論の再構築
—担い手の役割をめぐる—

講 演

近現代日本における家族論争

利谷 信義

第21回 学術大会・シンポジウム

岩志和一郎

南方 暁

小林 正夫

水野 紀子

小川 富之

大塚 正之

棚村 政行

若林 昌子

若手セッション

鈴木 伸智

学会記事⑤

日本家族(社会と法)学会役員名簿

理事長	右近 健男		
理事	石井美智子	犬伏 由子	岩志和一郎
	大塚 正之	大畑 好司	緒方 直人
	小野 幸二	小野 秀誠	梶村 太市
	神谷 遊	木幡 文徳	潮見 佳男
	千藤 洋三	棚村 政行	床谷 文雄
	二宮 周平	二宮 孝富	野村 豊弘
	松川 正毅	松倉 耕作	松原 正明
	南方 暁	水野 紀子	本沢巳代子
	山脇 貞司		
監事	田中 通裕	山口 純夫	
顧問	太田 武男	加藤 一郎	島津 一郎
	野田 愛子	唄 孝一	

事務局長 床谷 文雄

〒560-0043 豊中市待兼山町1-31

大阪大学大学院国際公共政策研究科研究室

日本家族(社会と法)学会

http://www.geocities.jp/nihon_kazoku/

家庭裁判所の組織論・制度論の再構築

—担い手の役割をめぐって—

講演

近現代日本における家族論争……………利谷信義……1

第21回学術大会・シンポジウム

家庭裁判所の組織論・制度論の再構築

問題の提起……………棚村政行……20

報告(1) ドイツの家庭裁判所……………岩志和一郎……23

報告(2) イギリスの家事事務処理手続と
担い手の構成……………南方暁……38

報告(3) アメリカにおける家事事務処理手続と
担い手の構成……………小林正夫……69

報告(4) フランスにおける離婚事件処理手続……………水野紀子……90

報告(5) オーストラリアの家庭裁判所……………小川富之……101

報告(6) 日本における家事事務処理手続と
裁判官・調査官・調停委員等の役割……………大塚正之……121

シンポジウム・自由討論……………(司会)棚村政行
若林昌子……135

若手セッション

アメリカ合衆国における
同性婚をめぐる近年の動向……………鈴木伸智……172

pratique, Prat, 2004など。

- ④ Pascale LALÈRE, op.cit.,n.1024,p.153.
- ⑤ Evelyne SERVERIN, L'échec de la médiation familiale, L'Express du 26/04/2004.
- ⑥ 1988年の最初の APMF の médiation familiale の定義はこのようなものであった。Jean-Pierre BONAFÉ-SCHMITT, La médiation, problèmes politiques et sociaux, No.872, 29 mars 2002, p.30.
- ⑦ 1997年の APMF の定義は, このように変更されている。Jean-Pierre BONAFÉ-SCHMITT,op.cit.,p.28.

(みずの・のりこ 東北大学教授)

報告 (5)

オーストラリアの家庭裁判所

小川 富之

- 1 はじめに
- 2 オーストラリアの家庭裁判所
- 3 離婚事件の審理
- 4 家庭裁判所の組織と構成員
- 5 おわりに

1 はじめに

(1) オーストラリアの法制度

オーストラリアは南半球にある面積約760万平方キロメートルの世界最小の大陸で, 日本のはぼ真南に位置し, 約20倍の領土で, 人口が10分の1程度の国である。1770年にキャプテン・クックにより発見され, イギリスの領有宣言後, 1788年にフィリップ大佐一行がシドニー湾に入植以来1988年で入植200年, 1901年にイギリスの議会制定法であるオーストラリア憲法により設立された, まだ歴史の短い若い国である①。

オーストラリアの現在の元首はエリザベス2世で, 旧英連邦(現在はブリティッシュコモンウェルスと呼ばれる)の一員であり, 法体系的には, コモンロー(Common Law)とエクイティー(Equity)というイギリス法を

継受する判例法の国であるが、連邦および州議会により成文法(Act)も多く制定されている。

オーストラリアは連邦制をとっており、クィーンズランド州、ニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州、サウス・オーストラリア州、タスマニア州、ウエスタン・オーストラリア州の6つの州と、首都キャンベラのあるキャピタル・テリトリー、ノーザン・テリトリーという二つの準州から構成されている。連邦政府の他に、それぞれの州には州政府があり、それぞれが独立した司法・立法および行政権を有している。

連邦および州の立法権限に関しては、憲法により規定されており、連邦が専属的に権限を有するものと州も競合的に権限をもつものに分けられる。家族に関しては憲法第51条第21号で「婚姻」について、第22号で「離婚、離婚訴訟、それらに関連する未成年者の親権、監護権および後見」について、それぞれ連邦が立法権限を有すると規定しているが、これは連邦の競合的立法権限のうちの一つである②。

したがって、かつては各州で異なる家族法が制定されており、例えば、離婚原因についても区々であり、州によって異なる判断が下される可能性が存在した。そこで、1959年に最初の連邦統一離婚法(Matrimonial Causes Act 1959)が制定された。しかし、この法律は、各州の離婚法が規定していた有責および破綻の離婚原因を整理・調整した妥協の産物であり、離婚原因も有責主義から破綻主義さらに別居までも含めて14類型にも及び、各州の裁判権も既得権として維持されていた③。

この最初の統一離婚法は、15年で見直しされることになり、1975年6月に当時では世界で最も徹底した破綻主義を採用する連邦家族法が制定された④。オーストラリアの連邦法としては、婚姻に関しては「1961年婚姻法」、離婚等に関しては「1975年家族法」がそれぞれ家族に関する現行法となっている⑤。

しかしながら、州法でも家族問題についての規定がなされる場合があるの

で、憲法では、連邦法に抵触する州法の規定の効力が否定されている⑥。

(2) オーストラリアの離婚制度

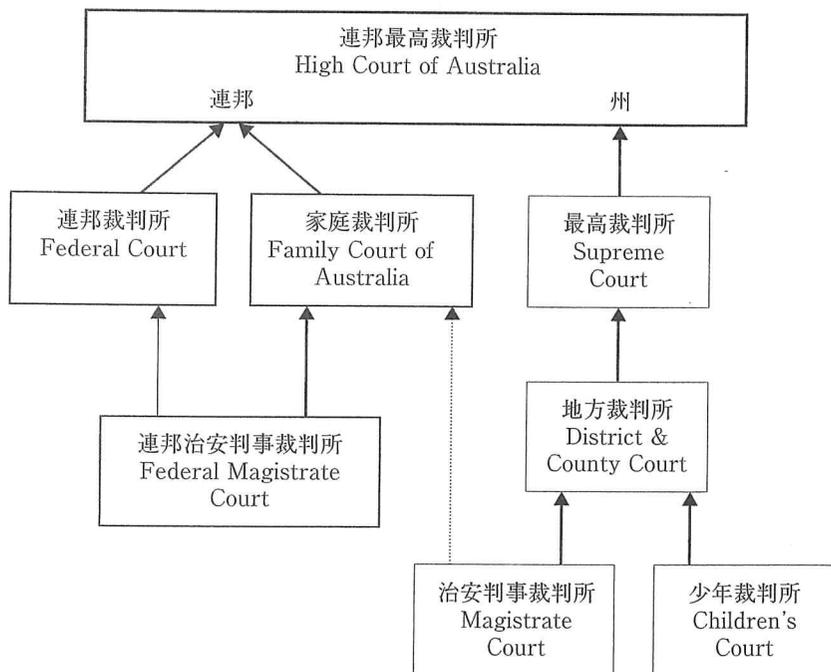
1975年に制定された家族法では徹底した破綻主義が採用された。回復の見込みのない婚姻破綻が唯一の離婚原因として採用され⑦、その破綻認定を、12ヶ月間の別居という客観的事実により行っている⑧。別居に至る理由はもとより問われないし、どちらに婚姻破綻の責任があるかも問題とはされず⑨、仮に場所的に同一の住居で生活していても、婚姻的共同生活が存在しなければ、やはり別居と認定される⑩。この12ヶ月間の別居期間の継続に関しては、3ヶ月以内の一時的同居は別居の中断事由とはされず、同居の前後を合算して12ヶ月間の別居継続の計算を行う⑪。なお、一旦、同居が開始すると、仮にそれが中断されたとしても、裁判所が同居の中断を重要なものと認定しなければ、その間も同居が継続したものと扱われる⑫。このように規定する理由としては、家族の安定という観点から、できるだけ婚姻関係を継続することが望ましく、当事者の和解に対する努力を奨励するためであると説明されている。この態度は、家庭裁判所の審理においても同様である。

このように、婚姻破綻の認定については、唯一12ヶ月間の別居による証明のみとなり、破綻についての実質的な判断を家庭裁判所は行わない、いわゆる実質審理抜き破綻主義が採用されることとなった。これに伴って、離婚慰謝料の概念も明確に否定され、裁判上、婚姻破綻の責任を追及する必要性がなくなった。したがって、家庭裁判所の役割は、財産分与の問題と、子どもの養育問題の処理に集中することができることとなった⑬。

2 オーストラリアの家庭裁判所

(1) 家庭裁判所の創設

オーストラリアの裁判制度は、連邦体系と各州体系に二分されている⑭。それぞれの審級のアウトラインについては、次の図のとおりである。



現行家族法は1975年6月12日に制定され、翌1976年の1月5日より施行されている。この法律により、離婚に関する法制度を合理化し、離婚に関する事件を扱う家庭裁判所についても新たに規定され、この結果として、オーストラリア家庭裁判所^⑮が創設された。この連邦裁判所であるオーストラリア家庭裁判所は、それまで州および準州の最高裁判所により行使されていた家族法に関する裁判権を引き継いだ。オーストラリア家庭裁判所創設のねらいは、「憲法51条に規定する連邦の全権限を付与された、家族法の問題を専属的に処理する連邦裁判所を設置する必要がある」という、憲法および法律問題に関する上院常任委員会（The Senate Standing Committee on Constitution and Legal Affairs）の勧告に従ったものであり、家族問題を処理するためのカウンセリングやコンシリエイション等の法律以外の専門家による手続を家庭裁判所に統合し、家族の安定のために当事者の意思を尊重し、

和合を促し、最終的に訴訟裁判所として家庭裁判所が司法権を行使するというのがそのねらいである。

このオーストラリア家庭裁判所は、連邦系列の第一審レベルの裁判所と位置づけられている。裁判所における審理に関しては、各当事者の弁護士によって審問された証拠によって示された事実に基づいて紛争を解決するという、対審構造をとる裁判手続が原則である。

なお、前述のように、州において家族法の立法を行う余地があるので、連邦家族法の問題を扱う裁判所と州家族法の問題を扱う裁判所が理論的には生じることになる。現行家族法上も、州家庭裁判所の設置については排除していない^⑯。ただし、州家庭裁判所を設置する場合には、連邦家庭裁判所と同様の組織と機能を有しなければならないと考えられている^⑰。

今のところ、州家庭裁判所としては、唯一、西オーストラリア州に、西オーストラリア州家庭裁判所が設置されている。それ以外の州には、連邦家庭裁判所が設置されている。

オーストラリアの家庭裁判所は、一般部（General Division）と上訴部（Appeal Division）とで構成されている。一般部は、単独の裁判官が、連邦家族法に関する第一審としての事件を扱うとともに、各州の治安判事裁判所等（Magistrate's Courts, Courts of Petty Sessions & Local Courts）の裁判官（Magistrate）および家庭裁判所のレジストラ（Registrar）の判決の上訴事件を扱う。

上訴部は、通常は三名、場合によってはそれ以上の数の裁判官で構成される合議体（Full Court）で、家庭裁判所の一般部からの上訴事件を扱う。さらに、重要な法律問題を含む事件や公益に関する事項に限って、家庭裁判所の合議体（Full Court）又は連邦最高裁判所の許可に基づき、連邦最高裁判所（High Court of Australia）への上告が認められる。

家庭裁判所では、陪審制は採用されておらず、裁判官は連邦裁判所および州最高裁判所の裁判官と同様の地位が認められる^⑱。オーストラリア家庭裁

判所の置かれる場所はレジストリー (Registry) と呼ばれ、全ての州都といくつかの大きな都市に設置されている¹⁹。

1975年家族法は、治安判事裁判所および地区裁判所に対して管轄権を付与し、子どもの監護権や財産分与といった問題について扱うことを認めており、その意味では、これらの裁判所も連邦の管轄権を有する連邦裁判体系に組み込まれている。

オーストラリアの司法制度は、単一法体系と最高裁判所を頂点とする単一の裁判制度を有する日本とは著しい違いがあり、裁判権や管轄の競合、調整や各州の間での準拠法の決定といった問題も生じ複雑なものとなっている。

(2) 家庭裁判所の管轄について

前述のように、連邦家庭裁判所および西オーストラリア州家庭裁判所という家事事件処理専門の裁判所が1975年家族法の制定に伴い創設された。原則として、連邦家庭裁判所の管轄はオーストラリア全土に及ぶが、例外的に、西オーストラリア州では西オーストラリア州家庭裁判所が、さらに、北部準州では準州最高裁判所が家族に関する事件を扱うこととなっている²⁰。家族に関する問題について、家庭裁判所以外の連邦裁判所にも一部管轄を認めているが、離婚自体に関しては、(連邦又は州) 家庭裁判所のみが管轄権を有し、他の連邦裁判所にはその管轄権は認められない。

家庭裁判所で扱う事件としては、原則として、1975年制定の連邦家族法が規定する、離婚および婚姻関係事件、子の監護・後見、配偶者および子の扶養、婚姻財産の清算ならびに保全処分が含まれる。ただし、各州法で規定される養子縁組、相続、事実婚、婚外子に関しては原則として家庭裁判所は管轄を有しない。

これらの他に、連邦法で規定する管轄に関し、1961年婚姻法に関する事件についても独自の管轄権を有している²¹。「婚姻事件」²²に含まれるものとしては、婚姻取消し、婚姻無効、婚姻の効力、配偶者扶養、夫婦の財産関係、

婚姻から生じる問題が対象とされている。

さらに、連邦法である1988年子どもの養育費取立て法、1989年子どもの養育費算定法等に関しても管轄を有している²³。

また、2000年6月に、連邦治安判事裁判所が創設され、下級審として、連邦裁判所およびオーストラリア家庭裁判所の扱う事件についての管轄が認められている。現在、離婚に関する申立ては原則として、まず連邦治安判事裁判所に対して行うこととされている。

(3) 家庭裁判所の機能

オーストラリア家庭裁判所は、上級の正式記録裁判所としての地位を有し、上訴部と一般部により構成されており、上訴部は、首席裁判官および上席裁判官で構成され、それ以外の裁判官は一般部に任命されている。全ての裁判官は、連邦または州裁判所の裁判官の経験を有する者、もしくは、連邦上訴裁判所、または州最高裁判所に5年以上登録している弁護士の中から、総督により任命され、憲法上その地位を保証されており、定年は65歳とされている。その資格は、「家庭裁判所の裁判官は、家族問題を扱うにふさわしい特別の資格を有すべきである」という、上院常任委員会の要望を受けて、一般に裁判官に要求される法律資格に加えて、家族法に関わる問題を処理するにふさわしいような訓練、経験および資質を有することが要件とされている。

オーストラリア家庭裁判所創設当初より、家事紛争の解決に果たすカウンセリングの役割の重要性が認識され、家族法にその手続が規定されている。婚姻カウンセリング協会 (The Marriage Counseling Service) と家庭裁判所カウンセリング・サービス (The Family Court Counseling Service) が公認されており、別居の決定や訴訟手続きの開始前に、カウンセラーに相談することが勧められている。カウンセリングとは、専門的教育を受けたカウンセラーによって、家族の紛争を円満に解決することを援助する手続で、訴訟を提起しようとする者は、家庭裁判所に所属している家庭裁判所カウン

セラールのカウンセリングを受けることとなっている。彼らは、カウンセリングやコンシリエーションについての専門の訓練をつんだソーシャル・ワーカーや心理学の専門家で、家庭裁判所の専任の職員である。彼らが扱うのは、主として、別居により生じる問題、面接交渉や子どもの監護等を含めた子どもの福祉に関わる問題である。このような公認のカウンセリング以外にも、例外的に特定の人物または団体をカウンセリングのために推薦することが現行家族法上認められている。その理由は、オーストラリアが多民族国家であるため、夫婦がある特定の宗教、民族または社会グループに属している場合、例えば、トルコ等のイスラムの国から来た夫婦で、英語がほとんど話せないか、または全く話せないといったような場合には、通常のマリッジ・カウンセリングでは明らかに不十分であり、彼らが必要とする人または団体を提供することが必要であり、またそれがカウンセリングとして有効であるからである。

このカウンセリングは、単に心情的なアドバイスを与えるだけでなく、夫婦間の問題が医学上のアドバイスを必要としているような場合には、それらも含めてカウンセリングが行われることになっている。カウンセリングやコンシリエーションは、家族の崩壊をできるだけ防止するために、夫婦の和合を援助し、やむをえず離婚をするような場合でも、当事者の敵対感情をできるだけ和らげ、離婚後の子どもの問題および当事者の扶養の問題を考慮し、円滑に離婚ができるように援助するものである。離婚に付随する子どもの監護や扶養の問題は、できるだけ当事者の合意に基づく解決が望ましく、合意が得られれば、それを裁判所が承認し、判決の内容に盛り込むことにより、法的効力を持つことになる。合意が形成されない場合には、裁判官の判断に基づいて判決による解決が図られる。

1991年に調停および仲裁法 (The Mediation and Arbitration Act) が制定され、それまでのカウンセリングに加えて、メディエーションの制度が導入された²⁴⁾。従来のカウンセリングの制度は、訴訟提起の前後を通じて、

子どもの問題に関するカウンセリングや訴訟提起後の当事者間の財産等の話し合いのためのカウンセリングが中心であった。しかしながら、新たにメディエーションの制度が創設され、従来の期間と費用のかかる訴訟による紛争解決に代えて、当事者の合意をコンセント・オーダーという形で文章化し、それに法的拘束力を与えるという紛争解決が可能となり、判決という形によらずに、紛争を解決するための制度として機能している。

家庭裁判所の扱う離婚事件 (1年以上の別居の事実のある) のうち約85パーセントは単純に離婚のみを求めるもので、この場合はカウンセリング、コンシリエーションまたはメディエーションといった手続は行われない。通常、このような申立ては、当事者のいずれか一方に再婚をする必要がある場合に申し立てられる。離婚を求める者のうち15パーセントが子どもの監護、養育費等や夫婦間の財産分与等に関する紛争解決を求めるもので、この場合はカウンセリング、コンシリエーションまたはメディエーションが実施される。

3 離婚事件の審理

(1) 手続に要する費用

裁判所に離婚を求める場合の申立手数料は、連邦家庭裁判所の場合が606ドルで、連邦治安判事裁判所の場合が288ドルとされている²⁵⁾。

このように、経費的にも、連邦家庭裁判所への申立ての方が高額となっているため、当事者は連邦治安判事裁判所への申立てを好むようである。なお、経済的に、費用を納めることが困難とされる者については、軽減措置が講じられており、申立てのうち4分の1程度の者が申立手数料を免除されている。上訴の場合は、さらに高額となっている²⁶⁾。

弁護士費用についても、現行家族法の中で報酬基準が細かく規定されている²⁷⁾。裁判所に提出する書面の起案料27.20ドル、浄書料9.30ドル (一頁)、提出書面の読解料12.9ドル (一頁)、電話相談9.40ドル (5分)・113.9ドル (1時間)、弁護士事務所での訴訟準備130~185ドル (1時間)、裁判所への

出廷310～545ドル（1日）、総合的な弁護士活動930～1370ドル（1回）となっている。

この弁護士費用は、あくまでも基準額であり、弁護士と依頼者の任意の報酬契約が妨げられるわけではない。ただ、この基準と異なる契約を結ぶ場合には、弁護士は事前にこの基準を依頼者に対して説明しなければならないとされている。弁護士費用については、各州の弁護士会（Law Society）で相談に応じてくれる。報酬が決まらない場合には、家庭裁判所のレジストラーが決定をすることもできる。

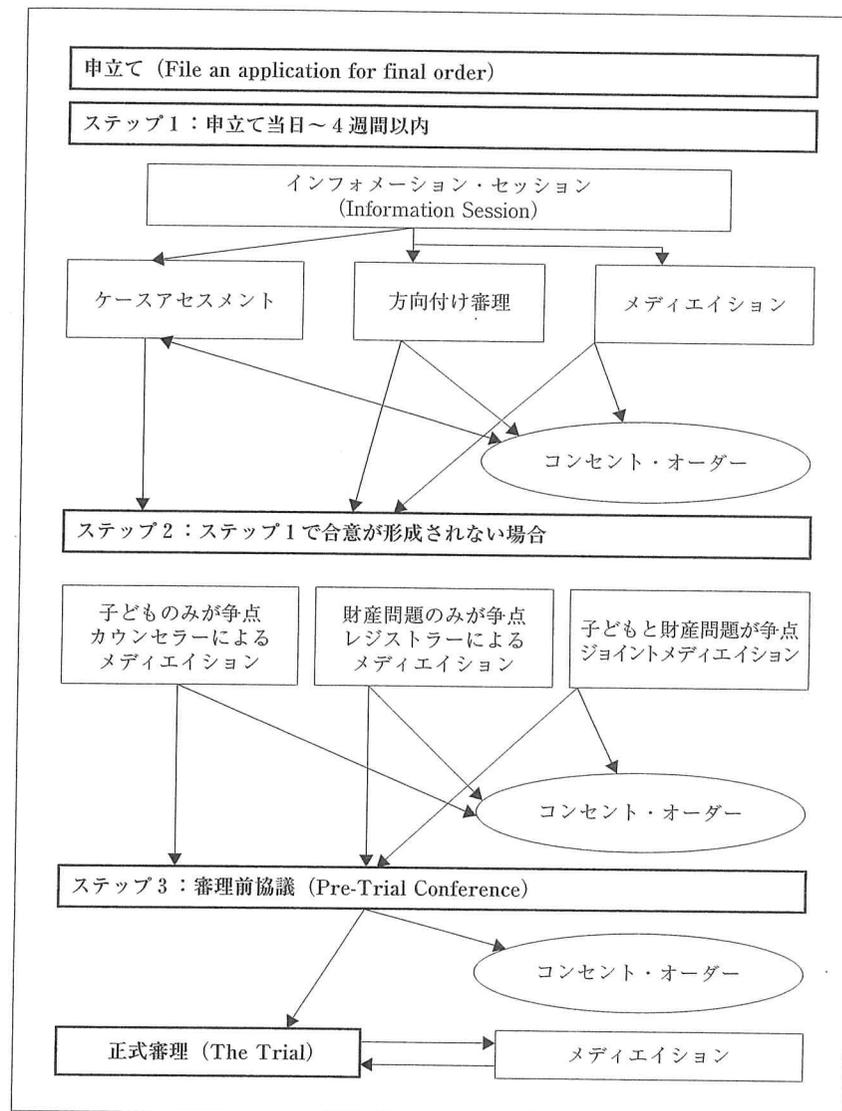
当事者が容易かつ迅速に問題解決を図ることを目指して、手続きの簡素化（Simplified Procedures）が1996年1月から実施されており²⁸、この、家事事件処理の簡素化の試みの成果が出て、特に複雑でない限り、当事者自身が申立てを行う事例が増加し、最近では、本人による申立て件数が全体の約7割を占めている。傾向としては、財産分与の事例では弁護士を依頼することが多いようである。

実際、2000年の婚姻件数は、113,429件で、離婚件数は49,903件。この離婚件数のうち、弁護士を介さず、自分で申立てをした件数は、約70パーセントの、37,399件となっている。全離婚件数のうち、連邦家庭裁判所への申立てが42パーセントの22,842件、西オーストラリア州家庭裁判所への申立てが10パーセントの5,378件、連邦マジストレート・コートへの申立てが48パーセントの26,106件となっている。

(2) 審理の流れ

オーストラリアでもカウンセリング、コンシリエーションおよびメディエーションの機能は重要視されているが、日本のような調停前置主義は採用されていない。ただし、必要があると認められる場合には、裁判官はいつでもカウンセリング等を命じることができるとされている。扱う内容は、子どもの監護が中心で、不成立の場合は、トライアルに移行することになる。その

場合は、原則として対審構造をとっているが、カウンセラーやメディエーターの作成する報告書や精神科の医師が作成する報告書は、両当事者に公開されて証拠として扱われ、作成者が証人として反対尋問を受ける場合もある。



オーストラリア家庭裁判所では、2001年の2月から、家庭裁判所で扱う事件の進行等について説明するインフォメーション・セッション^㉔終了後に、ケース・アセスメント&方向付け審理（場合によっては方向付け審理のみ、またはメディエーションが実施されることもある）を実施している。これは、次の段階（ステップ2）に進む前に、当事者に話し合う機会を提供するもので、裁判所に初めて出頭した当日に行われる。子どもの問題が含まれる場合にはカウンセラーにより、財産問題が含まれる場合はレジストラーにより、両方の問題が含まれる場合にはカウンセラーとレジストラーの両者により提供される。申し立てられた事件のうち、約3分の1のケースがこの手続で合意に達して解決されている。

ステップ1で解決の困難な事件は申立てから1～2週間以内にステップ2へと進むが、ここでは、事件の性質により子どものみが争点の場合にはカウンセラーによるメディエーションが、財産問題のみが争点の場合にはレジストラーによるメディエーションが、子どもの問題と財産問題が含まれる場合にはカウンセラーとレジストラーによるジョイント・メディエーションが提供される。この段階で申し立てられた事件のうちほぼ9割が解決される。メディエーションで合意に達すると、その内容は裁判所による合意文書とされ、法的拘束力が与えられる。最終的にトライアルにまで進むのは全体の10パーセント以内となっている。トライアルに進んでも、同時に、必要に応じてメディエーションが提供される。なお、家庭内暴力や児童虐待といった緊急を要する内容が含まれる場合には、申立ての当日に手続が開始され、必要なメディエーション等が提供され迅速な解決が図られている。この場合、他の行政機関や諸団体との連携も図られている。

正式審理による場合であっても、子どもの問題が含まれる場合には、カウンセラーの作成するファミリー・レポートと呼ばれる報告書の提出が求められ、判断を下す参考とされる。

2000年度の統計によると、裁判所でのカウンセリング・コンシリエイショ

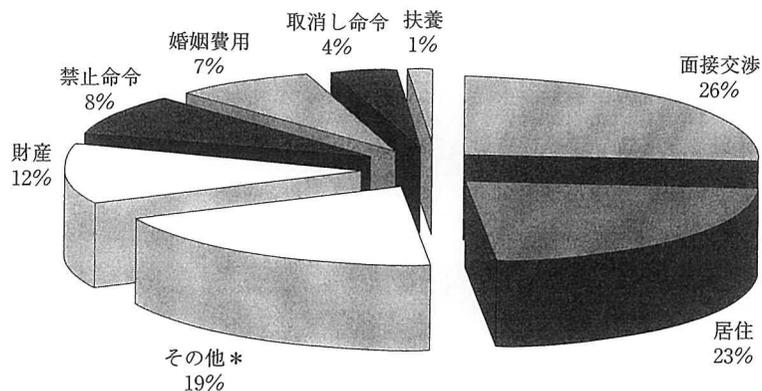
ン・メディエーション扱い件数は、ファイリング前の裁判外のカウンセリング^㉕が、8,789件で、そのうち新件が5,295件、申立後最初の手続（ステップ1）でのケースアセスメント&方向付け審理前に裁判所からの要求で開始されたものが、7,787件でそのうち新件が5,130件、また、その後の手続（ステップ2）に移行した後に裁判所からの要求で開始されたものが、12,593件で、そのうち新件が7,461件であった。最終的に合意に至らず、トライアルによるケースが4,160件（このうち約300件が上訴される）となっており、全離婚件数の8.3パーセントになっている^㉖。メディエーションを実施する上での問題点として、当事者の交渉能力が挙げられている。また、家庭内暴力等が存在する場合等、当事者が自分の本心を主張できない場合もある。そこで、家庭裁判所においてメディエーションを実施する場合には、子どもの問題が含まれるときは必要的カウンセリング、また財産問題が含まれるときは必要的コンシリエイションが提供されることとなっている。

メディエーションは、1991年に Courts (Mediation and Arbitration) Act 1991の制定を受けて連邦家族法が改正され家庭裁判所におけるメディエーションの提供が開始された。さらに、メディエーションを含めた代替的紛争解決手段活用の促進を内容とする改正が1995年12月に連邦家族法に追加され、現在では家庭裁判所において行われる、従来からのカウンセリング、コンシリエイションを含めてメディエーションという用語が一般化しているようである。また、最近では、民間のメディエーション団体の創設・育成等を政府が援助するようになっており、これらの団体と家庭裁判所との連携が求められている。

離婚事件のうち、約85パーセントは単純に離婚のみを求めるもので、1年以上の別居の事実が存在するわけであるから裁判所ではメディエーション等は実施されず、別居の事実を確認して、離婚判決を下すことになる。このような離婚に関しては、1983年の改正で、いわゆる「郵便離婚」と一般にオーストラリアで呼ばれる手続が、現行家族法に導入された。当事者間に18歳未

満の子どものいない場合に限られるが、当事者間に争いのない離婚手続に関しては、本人が裁判所に出頭することなく、必要な書面を提出するだけで離婚判決を得ることが可能となった³⁷。

離婚を求めるもののうち約15パーセントが子どもの監護や財産分与に関する紛争を含むものとなっている。これらの事件については、家庭裁判所で、必要に応じて、カウンセリング、コンシリエイションまたはメディエーションが実施されることになる。2002年から2003年度の事件類型は、次のグラフのとおりであるが、子どもの面接交渉や住居をめぐる問題の比率が高くなっている。

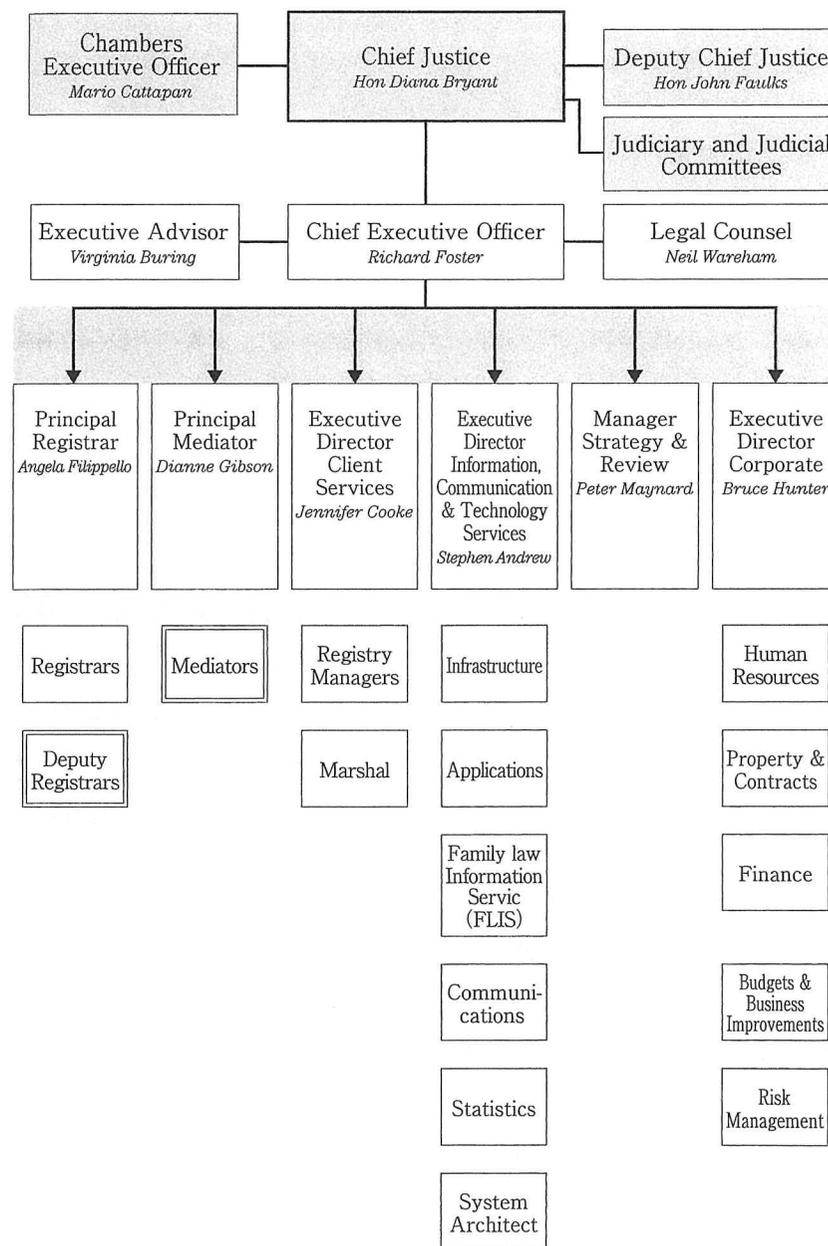


(Count Statistics, 2002-2003)

4 家庭裁判所の組織と構成員

(1) 施設および組織

オーストラリア家庭裁判所は、各州都を含めて19ヶ所に庁舎（レジストリー Registry）がある³⁸。その組織は、家庭裁判所長官（Chief Justice）を頂点とする独立した連邦裁判組織となっており、図式化すると、次のとおりである。



(2) 構成員

家庭裁判所の構成員としては、裁判官、レジストラ、メディエーター、書記官、事務官、廷吏、その他の職員があるが、ここでは、裁判官、レジストラおよびメディエーターにつき、簡単に紹介する。

① 家庭裁判所裁判官：Chief Justice（長官）1名、Deputy Chief Justice（副長官）1名、上訴部（Appeal Division）に所属する7名の裁判官（Administrator：家庭裁判所の司法行政も担当する）、および一般部に所属するその他の裁判官（44名）が2004年10月25日現在在籍している。これらの、家庭裁判所の裁判官は、5年以上の弁護士実務経験を有する弁護士から採用される。採用の際、家族問題を取り扱うのにふさわしい実務経験を有することが条件とされている。各裁判官は、裁判所所在地（Registry）に常駐し、転勤は無い。ただし、所属する裁判所の出張所での勤務が求められる場合もある。上訴部に所属する裁判官は、上訴部の巡回に伴い、全国レベルで移動する。

② レジストラ：裁判官代行として離婚事件等を扱う者（Acting Judge, Judicial Registrar）と調停事件を扱うとともに、手続に関する処理および決定、合意成立の際の文書（interim order）作成等を取り扱う者が含まれる。このレジストラは弁護士資格を有する、家族問題を専門に扱った経験を有する実務家の中から、連邦によって採用される。

③ メディエーター（Mediator）：日本の家庭裁判所調査官と調停委員の役割を兼務しているような役割を担っており、家庭裁判所でのカウンセリングやメディエーション等を提供する、ソーシャル・ワーカーである。心理学や社会学の教育を受け、家族問題の処理に適した専門の訓練と経験を有する者から採用される。採用は、各家庭裁判所で独自に行われる。メディエーターは、家庭裁判所内の自分の個室を有しており、原則として自室内で執務をする。

かつてのカウンセラーも現在は、一般にこのメディエーターに含まれるようになっていく。

5 おわりに

オーストラリアでは、12ヶ月間の別居のみで離婚を認める家族法を1975年に制定し、破綻主義を徹底させている。したがって、家庭裁判所においては、破綻の実質的認定をする必要性がなくなった。当然のことながら、有責性の判断の必要性も排除され、夫婦間における慰謝料請求の問題もなくなった。このことにより、家庭裁判所では、離婚財産分与の問題と、離婚後の扶養、子どもの保護の問題に集中することが可能となった。離婚原因をめぐる争いや、相手方の不貞行為を含めた離婚慰謝料の問題といった、過去の問題処理に時間を割くことなく、夫婦関係の清算と子どもを含めた当事者の将来に向けた問題の解決が家庭裁判所の役割となったわけである。

家庭裁判所の構成員である、裁判官、レジストラおよびメディエーター等の要件として、家族問題解決にふさわしい資質と経験が要求されるなど、専門性を重視した問題解決の姿勢がうかがわれる。また、裁判官も含めて、レジストラやメディエーターの教育・研修についてのプログラムも充実しており、定期的に家族問題についての諸団体および大学の研究所等で研修等が実施されているようである。

事件の審理に当たっては、事件の性質に応じた適切かつ迅速な対応がなされているようで、緊急を要するものは申立て当日から審理が開始されるなど、臨機応変に対応されているようである。

メディエーションは比較的最近の導入であるが、当事者からは歓迎されているようであり、紛争の多くが合意に基づいて解決され、うまく定着しつつあるように思われる。また、最終的に、判決による場合であっても、専門家によるファミリー・レポート等が有効に活用され、家事事件の解決が円滑に行われているという印象を受けた。このような、オーストラリアの取組みは、わが国の家庭裁判所にとっても参考になる点が少ないと思われる。

注

① この国は1931年のウェストミンスター法により事実上独立国となったが、イギリス本国に対する司法権、立法権、行政権の従属の状態はその後も残されていた。

司法権に関しては、イギリスの枢密院司法委員会に対する上訴の道が残されたままであったし、立法権に関しては、オーストラリア憲法がイギリスの議会制定法であり、その改廃の権限がイギリス議会に留保されており、行政権に関しては、国王の代理人として任命される総督があり、連邦に関しては内閣に相当するオーストラリアの連邦行政評議会の助言により国王が総督を任命するということで形式的には問題はなくなったが、各州におかれる州総督の任命は、イギリスの外務・連邦省の助言により国王が行うことになっており、なおイギリスに対する従属性が残されていた。これらが完全に解消されるのが、1986年のイギリス議会によるオーストラリア法の制定であり、この法律により完全にその従属的地位・植民地的地位を脱したといえる。

② オーストラリア憲法第51条。

③ オーストラリア最初の統一離婚法に関して、これまでにいくつかの論稿がある。詳しくは、鍛冶良堅「オーストラリアの離婚制度」ケース研究83号1頁、同「オーストラリアの離婚法における破綻主義の展開」『明治大学創立85周年記念論文集』225頁、大原長和「オーストラリア家族法の概要-その沿革と特色-」法政論叢42巻2-3合併号473頁等を参照のこと。

④ 1975年オーストラリア連邦家族法で採用された破綻主義の徹底についてその歴史的経緯も含めて、詳細にまとめられたものとして、武田政明「オーストラリア家族法における破綻主義の徹底」明治大学短期大学紀要30巻29頁以下を参照のこと。

⑤ 現行のオーストラリア家族法に関しては、拙稿「オーストラリアの家族法」『注解人事訴訟手続法【改訂】』（青林書院）540頁以下を参照のこと。

⑥ オーストラリア憲法109条。

⑦ The Family Law Act 1975 s.48(1).

⑧ The Family Law Act 1975 s.48(2)

⑨ The Family Law Act 1975 s.49(1)

⑩ The Family Law Act 1975 s.49(2)

⑪ The Family Law Act 1975 s.50(1)

⑫ The Family Law Act 1975 s.50(2)

⑬ 現行家族法制定の経緯とその後の変遷については、拙稿「オーストラリアにおける離婚法の改革」『21世紀の民法—小野幸二教授還暦記念論集』（法学書院）725頁以下で紹介している。

⑭ オーストラリアの裁判制度一般については、司法ジャーナル別冊『世界の裁判所』（財団法人 最高裁判所判例調査会）148頁以下で、わかりやすくまとめられている。また、連邦と州との管轄および審級に関し、塚本重頼「オーストラリア裁判制度」法の支配40巻43頁以下で紹介されているので参照のこと。

⑮ オーストラリアの家庭裁判所につき、早くから注目し、実際に施設を訪問し、紹介したものとして、野田愛子「オーストラリアの家庭裁判所」判例タイムズ392号19頁がある。また、最近のものとしては、松田亨氏の一連の論稿、「オーストラリアの家庭裁判所」ケース研究251号39頁、「オーストラリアの家庭裁判所—破綻主義離婚法と子の福祉を中心として」家庭裁判月報50巻6号1頁を参照のこと。

⑯ The Family Law Act 1975 s.41.

⑰ Anthony Dickey, Family Law 4thed, The Law Book Company p.98.

⑱ Anthony Dickey, Family Law 4thed, The Law Book Company p.74.

⑲ オーストラリア家庭裁判所のレジストリートは、メトロポリタン・レジストリートして Adelaide, Brisbane, Canberra, Dandenong, Darwin, Hobart, Melbourne, Newcastle, Parramatta, Sydney, Townsville, ルーラル&リージョナル・レジストリートして, Albury, Alice Springs, Cairns, Dubbo, Launceston, Lismore, Rockhampton, Wollongong がある。

⑳ Anthony Dickey, Family Law 4thed, The Law Book Company p.46.

㉑ The Family Law Act 1975 s.31.

㉒ The Family Law Act 1975 s.4.

㉓ 子どもの養育費支払いに関してもオーストラリア型の履行確保制度は注目されている。本稿では、紙幅の関係で詳しくは扱わないが、拙稿「オーストラリアの家事調停」『新世紀へ向かう家族法—中川淳先生古稀祝賀論集』（日本加除出版）12頁で紹介してあるので参照のこと。

㉔ 新しく導入されたメディエーションの制度に関しては、前掲拙稿「オーストラリアの家事調停」で紹介した。

㉕ 家事事件の申立手数料については、次の表を参照のこと。

Item	Federal Magistrates Court effective 1 July 2004	Family Court effective 1 July 2004
Application for Divorce	\$288	\$606
Application · commencing proceedings (in relation to financial or children)	\$115	\$181
Response · seeking different orders sought by the applicant (in relation to financial or children)	\$115	\$181
Hearing fee (defended matters)	\$345	\$363
Child support matters	Nil	Nil

- ⑳ 詳しくは、現在の申立費用について HP (www.familycourt.gov.au) で公開されているので、そちらを参照のこと。
- ㉑ The Family Law Rules Order 38)
- ㉒ 家庭裁判所は、広報活動として手続を紹介するリーフレットを発行している。このリーフレットは、多くの言語に翻訳されたものが作られ、マルチ・カルチャリズムの国であるオーストラリアの特性を現している。また、ホームページでも手続を紹介し、弁護士に頼らないで申立てができるような配慮がなされている。
- ㉓ 申立てを行った当事者を1室に集めて、視聴覚機材を使ってわかりやすく家庭裁判所における事件の進行等について説明が行われている。
- ㉔ 政府により財政的支援を受けた民間の団体により実施。
- ㉕ 当事者による自発的な合意形成がされないで裁判所に最終的に申し立てられた争いのある事件のうちで、家庭裁判所における合意形成手続(裁判所によって命じられるカウンセリング・メディエイション(民間団体によるものを除く))により解決される割合は、約80パーセント程度である。
- ㉖ Family Law Act s.98A(1)(b). 詳しくは前掲拙稿「オーストラリアにおける離婚法の改革」729頁を参照。
- ㉗ レジストリーの場所については注⑱を参照。

(おがわ・とみゆき 愛知学院大学法学部)

報告 (6)

日本における家事事件処理手続と 裁判官・調査官・調停委員等の役割

——離婚及び子の監護を中心として——

大塚正之

- 1 日本における家事事件処理手続の担当者
- 2 日本における家事事件担当者の役割～諸外国との比較において～
- 3 調停離婚の性質と担当者の役割
- 4 福祉機関等との連携
- 5 まとめ

1 日本における家事事件処理手続の担当者

日本においては、家事事件は地方裁判所とは独立した裁判所である家庭裁判所の管轄とされている。離婚等の訴訟については、以前は地方裁判所の管轄とされていたが、2004年4月、その管轄は家庭裁判所に移され、調停、審判、訴訟にわたるすべての家事事件処理手続は家庭裁判所で実施されることになった^①。家庭裁判所における事件処理手続に關与する職種としては、裁判官、家庭裁判所調査官、調停委員、参与員等があり、それぞれ一定の資格のもとで異なる役割を果たしている。以下、職種毎に説明する。

(1) 裁判官

家庭裁判所の裁判官は、地方裁判所の裁判官と同一の資格を持っており、主として司法試験に合格し、司法研修所での研修を受け、修習を終えた者の